

○裁量階層

<p>裁量階層 どれか1つに該当する世帯のことで、一般世帯に比べ、収入基準を緩和しています。</p>		60歳以上の方
		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の1級から4級をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳の1級から3級をお持ちの方 ・療育手帳のA判定～B判定をお持ちの方
		戦傷病者（戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定するもの）で、その障害の程度が恩給法別表1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は別表第1号表ノ3の第1款症の方
		原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
		引揚者（本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過しない方）
		ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者など
		入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
		同居者に小学校卒業に達するまでのお子さんのいる世帯の場合
		18歳未満のお子さんが3名以上いる世帯の場合
		新婚世帯の場合（入籍日から3年以内。婚姻の予約者も含む）